

ねりま後見人ネットだより

第25号

発行/令和6年3月

発行/練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま

TEL : 03-5912-4022 FAX : 03-3994-1224

E-mail : kenri@neri-shakyo.com



練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまでは、練馬区民で親族の成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）になっている方、成年後見人等になる予定の方々の後見業務の支援を目的に、親族後見人のサポート（ねりま後見人ネット）を行っています。

サポートの一環として、親族後見人から多く寄せられる質問や成年後見制度に関する最新情報・動向などをまとめ、後見業務のお役に立てていただくために情報紙として発行しているのが、この「ねりま後見人ネットだより」です。

定期報告について

定期報告は、後見人等になった方が、あらかじめ定められた報告時期に「後見等事務報告書」「財産目録」及び通帳コピー等の資料を監督人または家庭裁判所に対して提出するものです。提出頻度は、原則として年に1回とされています。



なお、後見等事務報告書などの書式が変更になっているものもあり、家庭裁判所後見センターのホームページより、ダウンロードすることが可能です。書類の入手が困難な方や作成した書類の確認などの相談も権利擁護センターにご相談ください。

後見制度の利用や業務を行う上で参考となることがまとめられている「後見センターレポート」が東京家庭裁判所のホームページに掲載されています。下記のQRコードからアクセスしてみてください。

『後見センターレポート Vol.24、25、27』では「後見事務を行うに当たっての留意点」が掲載されています。過去には定期報告に関する内容も掲載されています。ぜひ参考にしてみてください。

ほっとサポートねりまでは、後見センターレポートを印刷してお渡ししています。ホームページをご覧になることが難しい方は、お気軽にお問い合わせください。



後見センターレポート
Vol.27

後見業務 Q&A

親族後見人の方からほっとサポートねりまに寄せられた個別相談を元に作成しました。

Q. 後見人等が本人名義の自宅を売却したいと考えているケース



認知症のある母の後見人を行っています。認知症の症状が強くなってきたため、施設入所を決めましたが、入居一時金がかかり、母の年金では払えません。そのため、母の自宅を売却して施設入所の支払いに充てたいと考えています。

後見人が家の売却を行う際に注意することはありますか。

A. 回答

成年後見人等が本人に代わって、居住用の建物や敷地の売却をしたり、現在住んでいる賃貸借契約を解除したりする際には、家庭裁判所に「居住用不動産の処分許可申立て」をする必要があります。

居住環境が変わるというのは、本人の心身や生活に大きな影響があります。そのため、居住用不動産の売却や賃貸借契約の解除等については、慎重に行う必要があり、事前に家庭裁判所の許可を得なければならないとされています。



自宅売却の流れ

- ① 処分が必要である事情をあらかじめ連絡票にて裁判所に送付します。
- ② 不動産会社等と取引交渉を開始します
- ③ 取引が成立する前の段階で「居住用不動産の処分許可申立て」を行います。
- ④ 申立ての内容により期間は異なりますが、おおよそ2週間以内に審判されます。
※申立ての内容に不備や不足があり修正が必要な場合はさらに日数がかかります。

居住用の不動産の売却や賃貸借契約の解除等について疑問がある場合は、東京家庭裁判所 後見サイト内に「よくある質問」がありますのでそちらもご参照ください。



🌸 アンケート結果のご報告

ねりま後見人ネットを登録されている方々へ、アンケートをお願いしました。アンケートの集計が出来ましたので掲載いたします。ご協力ありがとうございました。

送付数：60件 回答数：15件

●ねりま後見人ネットだよりの記事の内容について

わかりやすい…8件	ふつう…7件	わかりにくい…0件	その他…0件
-----------	--------	-----------	--------

●ねりま後見人ネットだよりに取り上げてほしい内容について

- ・自分の後見人を依頼する場合、どのような人を選べばよいか
- ・後見人である親が高齢になった場合、どうしたらよいか
- ・専門職はどのように探せばよいか
- ・書類の書き方について
- ・親から専門職や市民後見人への移行ケースについて
- ・費用について
- ・本人に寄り添った望ましい後見のあり方について
- ・後見人が必要と判断すべき状況やタイミングについて、など



●親族後見人に対して、どのようなサポート（支援）を希望しますか ※複数回答可

センター職員との個別相談	専門職との個別相談	親族後見人同士の懇談会	勉強会	講演会	その他
4件	7件	4件	5件	4件	3件

※【その他】の詳細

- ・後見人が続けられなくなった時の対処法
- ・ホットライン等の相談窓口

●ねりま後見人ネットだよりに対するご意見

- ・具体的な事例や情報が入るので嬉しいです。本人のために安心して制度利用が出来るようにアドバイス、サポートしていただきたいです。
- ・施設移行を勧められていますが、なかなか話が進みません。移行した方が良いかも分かりません。これからも色々とよくある問題などあれば教えていただければと思います。

ねりま後見人ネットだよりで、皆さまからいただいた意見を基に情報を発信してまいります。取り上げてほしい内容等がありましたら、ご相談ください。



成年後見制度講演会のご報告

意思決定支援に関する講演会

ねりま後見人ネットだより第24号にてお知らせしました、『成年後見制度の理念と概要～意思決定支援のあり方～』の講演会を令和5年11月9日（木）に開催しました。

この講演会は、市民後見人養成研修を区民公開講座として実施しているもので、昨年に引き続き池原毅和弁護士にお話をいただきました。

当日は、本人の意思決定支援の方法について知りたいという区民の方のみならず、福祉関係者を含め44名の方にご参加頂きました。

任意後見制度に関する講演会

令和6年3月7日（木）、練馬区役所地下多目的会議室にて、松田竜也司法書士による講演会『事例を通して学ぶ～任意後見のいろは～』を開催しました。任意後見制度の申立ての流れについて、事例を交えながらお話頂きました。

申込者は100名を超えており、講演後、会場には区内で成年後見制度の推進を行っている「NPO法人成年後見推進ネットこれから」と「NPO法人成年後見のぞみ会」及び練馬区社会福祉協議会による相談ブースを設け、講演会後に多くの方から相談がありました。



今後も成年後見制度に関する様々な講演会を開催いたします。また、市民後見人養成研修の一部を公開講座として、地域に向けて発信してまいります。是非ご活用ください。

練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま

住所：〒176-0012 練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階
TEL：03-5912-4022 FAX：03-3994-1224
E-mail：kenri@neri-shakyo.com

相談受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00【祝日、年末年始を除く】